

第55回人権週間 12月4日～10日 「育てよう 一人一人の人権意識」 ～身近なことから人権を考えてみませんか～



▲人権イメージキャラクター人KENまもる君が、人権の大切さを訴えに訪れる(8月27日、平和と人権のつどい)

国際連合は、昭和23年(1948年)第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、昭和25年(1950年)第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を入権デーと定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけています。

我が国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から毎年12月10日を入権デーを最終日とする1週間を入権週間と定め、人権尊重思想の普及高揚のための活動を全国的に展開しています。

向日市でもこの入権週間に合わせて、人権研修会や街頭キャンペーンなどを行って、人権の大切さを呼びかけています。市民の皆様も身近なことから人権について考えてみましょう。

人権研修会 「新しい視点から同和問題を考える」

- 日時/12月10日(水)午前10時～11時30分
- 場所/中央公民館
- 講師/石元清英さん(関西大学社会学部教授)
- 定員/50人
- 申込み/12月9日(火)までに教育委員会社会教育課社会教育係(内線325)にお申し込みください。

「平和と人権のつどい講演録」が完成

講師に中坊公平さんを迎えて、8月27日に開催した「平和と人権のつどい」の講演録ができました。この講演録を、12月1日(月)から市役所秘書広報課市民相談係で希望者に進呈します。数に限りがありますので、なくなり次第配布を終了させていただきます。

☎秘書広報課市民相談係(内線251)

荒木さん(勝山中2年)に京都市市長会長賞

京都人権啓発推進会議が実施した「平成15年度人権擁護啓発ポスターコンクール」で、勝山中学校2年の荒木友佳子さんが京都市市長会長賞を受賞されました。

作品は、啓発カレンダーや、優秀作品展などで活用されます。



人権が侵害されたときは、人権擁護委員にご相談ください

人権擁護委員は、それぞれの市町村で地域住民の人権が侵害されないように常に注意を払い、人権が侵害されたときは、その相談を受けるとともに、被害者救済のため、すみやかに適切な処置をとります。また、街頭啓発や講演会などを通じて、人権の大切さについての理解を深めてもらうための活動にも努めています。

人権擁護委員は、人権擁護に理解のある人を市町村長が推薦し、法務大臣から委嘱された方々です。

向日市人権擁護委員(五十音順)

相談は無料で、秘密は守られます。

- 小田秀子 上植野町円山7-1(☎934-5121)
- 嶋田靖子 上植野町南開1-12(☎921-6296)
- 仲島隆夫 寺戸町北前田38(☎921-2283)
- 狭間恭治 寺戸町東野辺1-15(☎922-6005)
- 濱田加奈子 上植野町浄徳11-46(☎932-1257)
- 古澤一雄 寺戸町中村垣内17(☎921-7811)
- 水野武夫 寺戸町西垣内14-5(☎933-1180)

お問い合わせ 秘書広報課市民相談係(内線251)

NEWS & TOPICS

インターネットの特性を活用した「市長との会議室」(試験運用)がスタート

市民の皆様と市長が、ホームページ上で議論する「市長との会議室」の試験運用が、12月1日から始まります。

3月までの会議室のテーマは「コラボレーション(協働)によるまちづくり」です。市民の皆様と行政とがどのようにコラボレーションしてまちづくりを進めるか、そのあり方や方法などについて議論を交わします。

発言者の登録はすでに終了していますが、閲覧はどなたでもできますので、ぜひご覧ください。

向日市ホームページのトップページから「e-市長室」、「市長との会議室」へとお進みください。
☎秘書広報課広報係(内線240)

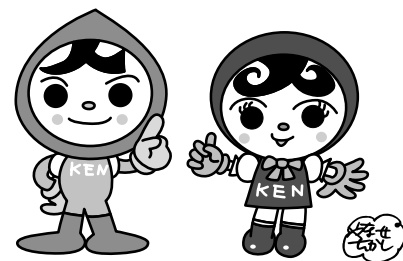
職場実習で「広報むこう」を制作 乙訓若竹苑の堀田雅人さん

社会福祉課で職場実習を行っていた、心身障害者授産施設・乙訓若竹苑の堀田雅人さんが、11月12日に広報係のパソコンを使って、「広報むこう」の制作に携わりました。

このページの「障害者の日・障害者週間」の記事は、実際に堀田さんが作ったものを掲載しています。

子どもの人権110番

ひとりで悩まず、電話してください



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

話してみませんか、あなたの気持ち、いじめ・体罰・虐待など、だれにも言えずに、悩んでいませんか?

子どもの人権専門委員が、あなたの電話を待っています。

12月9日(火)～11日(木)の3日間
相談時間/午前8時30分～午後8時

京都地方法務局 電話231-2000

12月9日は「障害者の日」・12月3日から9日までは「障害者週間」です

障害のある人たちが社会や地域で暮らしていくためには、まだまだ解決しなければならない問題が山積みです。「障害者の日」「障害者週間」をきっかけに障害のある人、ない人が共に助けあえる社会について考えてみませんか?

「障害者の日」「障害者週間」とは…

昭和56年、国は「国際障害者年」を記念し、国連が「障害者の権利宣言」を採択した12月9日を「障害者の日」としました。さらに平成5年に障害者基本法が公布され、その中でも12月9日を「障害者の日」とすることが定められました。

また、「障害者週間」は、障害者が自らの自立と社会参加への意欲を高め、また国民の障害者に対する理解と認識をより一層深めるための期間です。

「障害者週間」の主なテーマ

- ノーマライゼーションの理念の普及
- 障害者の「完全参加と平等」の実現
- 福祉のまちづくりの推進
- 「障害者の日」(12月9日)の周知